

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
D A オフィス投資法人  
代表者名 執行役員 松岡 孝太郎  
(コード番号: 8976)  
投資信託委託業者  
株式会社ダヴィンチ・セレクト  
代表者名 代表取締役社長 阿部 尚志  
問合せ先 IR 総合企画部長 西垣 佳機  
TEL. 03-6215-9649

投資信託委託業者に対する処分（社団法人投資信託協会）に関するお知らせ

D A オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する投資信託委託業者である株式会社ダヴィンチ・セレクト（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」といいます。）より、下記のとおり処分を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の内容

過怠金 500 万円の徴収  
業務改善計画の作成及びその実施状況等の報告

2. 処分の理由

資産運用会社の本投資法人の資産の運用において、当該資産に組み入れる不動産の取得時に行うべき資産の評価手続き等の際に、鑑定を依頼した不動産鑑定業者に対し適切な資料を提示しなかっただけでなく、適切な資料を提示しなかったことによって算定された鑑定評価の内容を確認しなかったことなどから、誤った鑑定評価内容が看過され、結果として過大に算定された鑑定評価額を基に本投資法人の資産の取得がなされた。かかる行為は、投資信託及び投資法人に関する法律第 34 条の 2 第 2 項に定める善管注意義務に違反する行為と認められ、これが投信協会定款第 14 条第 1 項第 6 号に該当するため。

3. 処分への対応

資産運用会社は、今回投信協会より処分を受ける理由となった事実に対応し、平成 19 年 4 月 13 日付で金融庁に業務改善計画書を提出し、さらに同年 4 月 26 日には、同計画書記載の各業務改善策及び再発防止策の実行を完了し、金融庁へその旨を報告いたしました。資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則としており、今般、業務改善策及び再発防止策として実行した諸方策については、今後も引き続き、その適切な維持・運営及び発展に努め、法令等遵守態勢及び内部管理態勢を一層強化し、投資家の皆様の信頼にお応えするよう、公正かつ適切な業務運営の実現に努めて参ります。

なお、上記 1. 処分の内容のうち、過怠金 500 万円は資産運用会社から徴収されるものであり、本投資法人の業績への影響はありません。また、業務改善計画については、資産運用会社より投信協会へ遅滞無く提出する予定です。

以 上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>